帯状疱疹ワクチンの

予防接種費用の助成を開始します



接種日に、いなべ市に住民登録がある50歳以上の方

助成内容

ワクチンの種類	助成回数	1回あたり助成限度額
生ワクチン (水痘ワクチン)	10	ワクチン接種費用の半分 (上限4,000円)
不活化ワクチン (帯状疱疹ワクチン)	20	ワクチン接種費用の半分 (上限1回あたり10,000円)

※医療機関によって、ワクチンの接種費用が異なります。

申請方法

- ①ワクチンを接種した後、医療機関に接種費用を全額支払ってください。
- ②接種をしたことが分かる書類、領収書を受け取り、いなべ市健康推進課にて、助成の申請を行ってください。(不活化ワクチンの場合は、2回まとめて申請してください) ≪持ち物≫
- •領収書
- •接種したことがわかる書類
- ・振込口座の通帳(本人名義のもの)

注意事項

- ・費用助成は、どちらかのワクチンで、生涯に1度限りです。
- ・令和6年4月1日以降に接種した費用についてのみ、助成の対象となります。
- ・令和6年3月31日以前に不活化ワクチン1回接種した者については、2回目の接種分の み申請できます。
- ・任意の予防接種ですので、かかりつけ医等によくご相談のうえ、接種するか判断してく ださい。